

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 26 号

2024 年 2 月 27 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

富山県富山市牛島町 1 5 番 1 号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長

社長執行役員 松田 光司

平成 2 6 年改正法附則第 1 6 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 2 1 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

2024 年 1 月 1 日の石川県能登地方を震源とする地震により被害が生じたため、2024 年 1 月 1 日に富山県、石川県および福井県の 33 市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2024 年 2 月 27 日以降、2024 年 1 月 1 日の石川県能登地方を震源とする地震による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2023 年 5 月 19 日認可。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの電気料金の支払期日について、2023 年 12 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）および 2024 年 1 月分は、6 か月間延長し、2 月および 3 月分は、5 か月間延長し、4 月および 5 月分は、4 か月間延長し、6 月および 7 月分は、3 か月間延長し、8 月および 9 月分は、2 か月間延長し、10 月および 11 月分は、1 か月間延長する。

（実施期間満了日：2025 年 1 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 12 か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2025 年 1 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災地において、従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2025 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2025 年 1 月末日）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 6 年 1 月 5 日付け 20240104 資第 3 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2024 年 1 月 1 日の石川県能登地方を震源とする地震により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。（下記地域に災害救助法が適用）このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2024 年 2 月 27 日以降、2024 年 1 月 1 日の石川県能登地方を震源とする地震による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、当該地震における被害が甚大であることから、被災されたお客さまの電気料金の支払期日の更なる延長、不使用月の電気料金免除および使用不能設備の基本料金免除の対象期間延長を目的に、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2024 年 1 月 4 日以降、2024 年 1 月 1 日の石川県能登地方を震源とする地震による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2024 年 1 月 1 日

富山県富山市	(とやまけん とやまし)
富山県高岡市	(とやまけん たかおかし)
富山県氷見市	(とやまけん ひみし)
富山県滑川市	(とやまけん なめりかわし)
富山県黒部市	(とやまけん くろべし)
富山県砺波市	(とやまけん となみし)
富山県小矢部市	(とやまけん おやべし)
富山県南砺市	(とやまけん なんとし)
富山県射水市	(とやまけん いみずし)
富山県中新川郡舟橋村	(とやまけん なかにいかわぐんふなはしむら)
富山県中新川郡上市町	(とやまけん なかにいかわぐんかみいちまち)
富山県中新川郡立山町	(とやまけん なかにいかわぐんたてやままち)
富山県下新川郡朝日町	(とやまけん しもにいかわぐんあさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)
石川県小松市	(いしかわけん こまつし)

石川県輪島市	(いしかわけん わじまし)
石川県珠洲市	(いしかわけん すずし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)
石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県かほく市	(いしかわけん かほくし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県能美市	(いしかわけん のみし)
石川県河北郡津幡町	(いしかわけん かほくぐんつばたまち)
石川県河北郡内灘町	(いしかわけん かほくぐんうちなだまち)
石川県羽咋郡志賀町	(いしかわけん はくいぐんしかまち)
石川県羽咋郡宝達志水町	(いしかわけん はくいぐんほうだつしみずちょう)
石川県鹿島郡中能登町	(いしかわけん かしまぐんなかのとまち)
石川県鳳珠郡穴水町	(いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)
石川県鳳珠郡能登町	(いしかわけん ほうすぐんのとちょう)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

富山県魚津市	(とやまけん うおづし)
富山県下新川郡入善町	(とやまけん しもにいかわぐんにゅうぜんまち)
石川県野々市市	(いしかわけん ののいちし)
石川県能美郡川北町	(いしかわけん のみぐんかわきたまち)
福井県大野市	(ふくいけん おおのし)
福井県勝山市	(ふくいけん かつやまし)
福井県鯖江市	(ふくいけん さばえし)
福井県越前市	(ふくいけん えちぜんし)
福井県吉田郡永平寺町	(ふくいけん よしだぐんえいへいじちょう)
福井県今立郡池田町	(ふくいけん いまだてぐんいけだちょう)
福井県丹生郡越前町	(ふくいけん にゅうぐんえちぜんちょう)
岐阜県飛騨市※	(ぎふけん ひだし)

※神岡町（かみおかちょう）および宮川町（みやがわちょう）の一部

以 上

経済産業省

20240227資第9号
令和6年2月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 25 号

2024 年 2 月 27 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2024年2月27日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、託送供給等約款（2023年10月31日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）および2024年1月料金計算分は、各々6か月間延長し、2024年2月および3月料金計算分は、各々5か月間延長し、2024年4月および5月料金計算分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月料金計算分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月料金計算分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月料金計算分は、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時

接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 12 か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2025 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、2025 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および 66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

7. 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和6年1月5日付け20240104資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和 6 年能登半島地震により，当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2024 年 1 月 4 日以降，令和 6 年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において，被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，託送供給等約款以外の供給条件を設定し，2024 年 1 月 5 日に認可を受けましたが，当該地震における被害が甚大であることから，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日の更なる延長，不使用月の接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の免除，工事費負担金の免除，臨時工事費の免除，使用不能設備の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金の免除および再建等による初回の工事に要した費用の免除の対象期間延長を目的に，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2024 年 2 月 27 日以降，令和 6 年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において，被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村
災害救助法適用日：2024 年 1 月 1 日

富山県富山市	（とやまけん	とやまし）
富山県高岡市	（とやまけん	たかおかし）
富山県氷見市	（とやまけん	ひみし）
富山県滑川市	（とやまけん	なめりかわし）
富山県黒部市	（とやまけん	くろべし）
富山県砺波市	（とやまけん	となみし）
富山県小矢部市	（とやまけん	おやべし）
富山県南砺市	（とやまけん	なんとし）
富山県射水市	（とやまけん	いみずし）
富山県中新川郡舟橋村	（とやまけん	なかにいかわぐんふなはしむら）
富山県中新川郡上市町	（とやまけん	なかにいかわぐんかみいちまち）

富山県中新川郡立山町	(とやまけん なかにいかわぐんたてやままち)
富山県下新川郡朝日町	(とやまけん しもにいかわぐんあさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)
石川県小松市	(いしかわけん こまつし)
石川県輪島市	(いしかわけん わじまし)
石川県珠洲市	(いしかわけん すずし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)
石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県かほく市	(いしかわけん かほくし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県能美市	(いしかわけん のみし)
石川県河北郡津幡町	(いしかわけん かほくぐんつばたまち)
石川県河北郡内灘町	(いしかわけん かほくぐんうちなだまち)
石川県羽咋郡志賀町	(いしかわけん はくいぐんしかまち)
石川県羽咋郡宝達志水町	(いしかわけん はくいぐんほうだつしみずちょう)
石川県鹿島郡中能登町	(いしかわけん かしまぐんなかのとまち)
石川県鳳珠郡穴水町	(いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)
石川県鳳珠郡能登町	(いしかわけん ほうすぐんのとちょう)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

富山県魚津市	(とやまけん うおづし)
富山県下新川郡入善町	(とやまけん しもにいかわぐんにゅうぜんまち)
石川県野々市市	(いしかわけん ののいちし)
石川県能美郡川北町	(いしかわけん のみぐんかわきたまち)
福井県大野市	(ふくいけん おおのし)
福井県勝山市	(ふくいけん かつやまし)
福井県鯖江市	(ふくいけん さばえし)
福井県越前市	(ふくいけん えちぜんし)
福井県吉田郡永平寺町	(ふくいけん よしだぐんえいへいじちょう)
福井県今立郡池田町	(ふくいけん いまだてぐんいけだちょう)
福井県丹生郡越前町	(ふくいけん にゅうぐんえちぜんちょう)
岐阜県飛騨市※	(ぎふけん ひだし)

※神岡町（かみおかちょう）および宮川町（みやがわちょう）の一部

経済産業省

20240227資第9号
令和6年2月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

託 サ 第 26 号
2024 年 2 月 27 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2024年2月27日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された当社の電気最終保障供給約款（2023年2月24日付け届出。以下「最終保障供給約款」といい、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの電気料金の支払期日について、最終保障供給約款24（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）および2024年1月の料金算定分は、各々6か月間延長し、2024年2月および3月の料金算定分は、各々5か月間延長し、2024年4月および5月の料金算定分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月の料金算定分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月の料金算定分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月の料金算定分は、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から12か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2025年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：2025年1月末日）

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2025年1月末日）

5. 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2025年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：2025年1月末日）

6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款47（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2025年1月末日）

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件実施の際現に最終保障供給約款以外の供給条件（令和6年1月5日付け20230104資第3号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。
(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2024年1月4日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災されたお客さまに対し、最終保障供給約款以外の供給条件を設定し、2024年1月5日に承認を受けましたが、当該地震における被害が甚大であることから、被災されたお客さまの電気料金の支払期日の更なる延長、不使用月の電気料金免除、工事費負担金の免除、臨時工事費の免除、使用不能設備の基本料金免除および再建等による初回の工事に要した費用の免除の対象期間延長を目的に、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2024年2月27日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2024年1月1日

富山県富山市	(とやまけん とやまし)
富山県高岡市	(とやまけん たかおかし)
富山県氷見市	(とやまけん ひみし)
富山県滑川市	(とやまけん なめりかわし)
富山県黒部市	(とやまけん くろべし)
富山県砺波市	(とやまけん となみし)
富山県小矢部市	(とやまけん おやべし)
富山県南砺市	(とやまけん なんとし)
富山県射水市	(とやまけん いみずし)
富山県中新川郡舟橋村	(とやまけん なかにいかわぐんふなはしむら)
富山県中新川郡上市町	(とやまけん なかにいかわぐんかみいちまち)
富山県中新川郡立山町	(とやまけん なかにいかわぐんたてやままち)
富山県下新川郡朝日町	(とやまけん しもにいかわぐんあさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)

石川県小松市	(いしかわけん こまつし)
石川県輪島市	(いしかわけん わじまし)
石川県珠洲市	(いしかわけん すずし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)
石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県かほく市	(いしかわけん かほくし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県能美市	(いしかわけん のみし)
石川県河北郡津幡町	(いしかわけん かほくぐんつばたまち)
石川県河北郡内灘町	(いしかわけん かほくぐんうちなだまち)
石川県羽咋郡志賀町	(いしかわけん はくいぐんしかまち)
石川県羽咋郡宝達志水町	(いしかわけん はくいぐんほうだつしみずちょう)
石川県鹿島郡中能登町	(いしかわけん かしまぐんなかのとまち)
石川県鳳珠郡穴水町	(いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)
石川県鳳珠郡能登町	(いしかわけん ほうすぐんのとちょう)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

富山県魚津市	(とやまけん うおづし)
富山県下新川郡入善町	(とやまけん しもにいかわぐんにゅうぜんまち)
石川県野々市市	(いしかわけん ののいちし)
石川県能美郡川北町	(いしかわけん のみぐんかわきたまち)
福井県大野市	(ふくいけん おおのし)
福井県勝山市	(ふくいけん かつやまし)
福井県鯖江市	(ふくいけん さばえし)
福井県越前市	(ふくいけん えちぜんし)
福井県吉田郡永平寺町	(ふくいけん よしだぐんえいへいじちょう)
福井県今立郡池田町	(ふくいけん いまだてぐんいけだちょう)
福井県丹生郡越前町	(ふくいけん にゅうぐんえちぜんちょう)
岐阜県飛騨市※	(ぎふけん ひだし)

※神岡町（かみおかちょう）および宮川町（みやがわちょう）の一部

以 上

経済産業省

20240227資第9号
令和6年2月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

託 サ 第 27 号

2024 年 2 月 27 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災された当社の離島等供給約款（2023年2月24日および6月9日）付け届出。以下「離島等供給約款」といい、当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの電気料金の支払期日について、2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）および2024年1月の料金算定分は、各々6か月間延長し、2024年2月および3月の料金算定分は、各々5か月間延長し、2024年4月および5月の料金算定分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月の料金算定分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月の料金算定分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月の料金算定分は、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から12か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2025年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（1）需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：2025 年 1 月末日)

4. 被災されたお客さまの需要場所において，再建等のため，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2025 年 1 月末日)

5. 離島等供給約款[低圧用]の従量電灯 C，時間帯別電灯，高負荷率電灯，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力，農事用電力およびホワイトプラン電力，ならびに離島等供給約款[高圧用]の業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力，季節別時間帯電力，臨時電力，自家発補給電力 A，自家発補給電力 B および予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，2025 年 1 月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：2025 年 1 月末日)

6. 被災されたお客さまの需要場所において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で，その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2025 年 1 月末日)

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については，離島等供給約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和6年1月5日付け20230104 資第3号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別添

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。
(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災されたお客さまに対し、離島等供給約款以外の供給条件を設定し、2024年1月5日に承認を受けましたが、当該地震における被害が甚大であることから、被災されたお客さまの電気料金の支払期日の更なる延長、不使用月の電気料金免除、工事費負担金の免除、臨時工事費の免除、使用不能設備の基本料金免除および再建等による初回の工事に要した費用の免除の対象期間延長を目的に、災害救助法が適用された市町村において、被災されたお客さまに対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2024年1月1日

富山県富山市	(とやまけん とやまし)
富山県高岡市	(とやまけん たかおかし)
富山県氷見市	(とやまけん ひみし)
富山県滑川市	(とやまけん なめりかわし)
富山県黒部市	(とやまけん くろべし)
富山県砺波市	(とやまけん となみし)
富山県小矢部市	(とやまけん おやべし)
富山県南砺市	(とやまけん なんとし)
富山県射水市	(とやまけん いみずし)
富山県中新川郡舟橋村	(とやまけん なかにいかわぐんふなはしむら)
富山県中新川郡上市町	(とやまけん なかにいかわぐんかみいちまち)
富山県中新川郡立山町	(とやまけん なかにいかわぐんたてやままち)
富山県下新川郡朝日町	(とやまけん しもにいかわぐんあさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)
石川県小松市	(いしかわけん こまつし)
石川県輪島市	(いしかわけん わじまし)
石川県珠洲市	(いしかわけん すずし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)

石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県かほく市	(いしかわけん かほくし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県能美市	(いしかわけん のみし)
石川県河北郡津幡町	(いしかわけん かほくぐんつばたまち)
石川県河北郡内灘町	(いしかわけん かほくぐんうちなだまち)
石川県羽咋郡志賀町	(いしかわけん はくいぐんしかまち)
石川県羽咋郡宝達志水町	(いしかわけん はくいぐんほうだつしみずちょう)
石川県鹿島郡中能登町	(いしかわけん かしまぐんなかのとまち)
石川県鳳珠郡穴水町	(いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)
石川県鳳珠郡能登町	(いしかわけん ほうすぐんのとちょう)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)

以 上

経済産業省

20240227資第9号

令和6年2月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経 済 産 業 省

20240228電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和6年2月28日付け20240227資第9号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20240228電委第3号

令和6年2月●●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和6年2月28日付け20240227資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230228電委第5号

令和6年2月●●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和6年2月28日付け20240227資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20240228電委第4号

令和6年2月●●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和6年2月28日付け20240227資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。